

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告について

村税につきましては、日頃よりご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告していただくことになっています。（地方税法第383条）別添の記載例を参考のうえ、税財政課税務係までご提出ください。

申告期限

令和8年2月2日（月）

※申告期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、なるべく**1月20日（火）**頃までに提出してくださいますようご協力をお願いいたします。

提出先・お問い合わせ先 TEL (0267) 97-2121

〒384-1405

長野県南佐久郡川上村大深山525番地
川上村役場 税財政課 稅務係

（1）償却資産とは

会社や個人で事業を行っている方（農業を営んでいる方、工場や商店等を経営している方、駐車場やアパートを貸し付けている方など）が、事業のために用いている構築物、機械、工具、備品等の事業用資産を償却資産といい、土地家屋と同じように固定資産税が課税されます。事業用に用いている**全ての償却資産**を申告してください。

●資産の種類と主な償却資産

資産の種類	主な償却資産の内容				
1 構築物	構築物	舗装路面、広告塔、門・塀・緑化施設等の外構工事、ゴルフ練習場設備等			
	建物附属設備	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備、給排水設備、冷暖房設備、衛生設備等の建築設備のうちで 償却資産として取り扱うもの（※①） ・テナント（債務者）の方が賃ビル・貸店舗等に施工した内装・造作等（※②） 			
2 機械及び装置	製造機械設備（食品加工設備等）、工作設備、印刷機械、建設機械（クレーン等）、その他産業用機械及び装置類、農業機械等、太陽光発電設備				
3 船舶	漁船、釣船、モーターボート、遊覧船、しゃんせつ船等				
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等				
5 車両及び運搬具	<u>大型特殊自動車【裏面(2)-③参照】</u> （分類番号が「0、00~09及び000~099」、「9、90~99及び900~999」の車両）、構内運搬車等、貨車、客車等				
6 工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容・美容機器、LAN設備、応接セット、自動販売機、映像音響機器、室内装飾品、取付工具等各種工具等				

(2) 申告について

①申告していただく方

令和8年1月1日現在、川上村内で事業を営んでいる個人または法人及び川上村内に貸し付け資産を所有する個人または法人です。

(お願い)

休業・廃業等された方、償却資産をお持ちでない方も、お手数ですが、備考欄にその旨を記入して申告書の提出をお願いいたします。

建物で【家屋】として登録されていないものがある場合は、別途課税しますので、至急ご連絡ください。

②提出していただく書類

同封の「償却資産種類別明細書」に必要事項を赤ボールペンにて記載の上、提出してください。(控えが必要な場合はコピーして保管して下さい。)

申告の種類	記載方法等
資産の異動(増加・減少・訂正等)がある方	別紙の「明細書記載例」に従って記載してください。
資産の異動(増減)がない方	記載せずにそのまま提出してください。
廃業・解散された方	余白に事業廃止等の旨を記載してください。
名義変更(継承)された方	所有者名欄に新たな所有者名を記載してください。

*異動の情報は必ず赤ボールペンで記載してください。

③農耕作業用自動車について

農耕作業用自動車は、最高速度によって分類されます。

最高速度が35km/h未満	小型特殊自動車	⇒	軽自動車税 の対象
<u>最高速度が</u>	<u>大型</u>	⇒	<u>償却資産</u>
<u>35km/h以上</u>	<u>特殊自動車</u>		<u>の対象</u>

*必ず「車両ナンバー」または「車体番号」を記載してください。

○主な償却資産の耐用年数

構築物	ビニールハウス	8年
車両及び運搬具	軽トラック	4年
	普通トラック	5年
	ダンプトラック	4年
	フォークリフト	4年
	トラクター	7年
器具及び備品	パソコン	4年
	その他の電子機器	5年
機械及び装置	農業用設備ロータリー、ブーム、播種機等	7年
	太陽光発電設備	17年

